

2010年度

定期総会

日時

2010年5月30日(日) 午後1時30分

場所

札幌市教育文化会館 403号室

(地下鉄東西線西11丁目下車 徒歩5分)

北海道大夜間中学を以る会

こうえんかい  
講演会と

だい かい ほっかいどう やかんちゅうがく かい そうかい  
第4回「北海道に夜間中学をつくる会」総会

しだい  
次第

かいかい  
1. 開会のあいさつ

きょうどうだいひょう  
2. 共同代表あいさつ

こうえん しつぎ  
3. 講演と質疑

えんだい きたきゅうしゅうしじしゅ やかんちゅうがく きょうどうじぎょう  
演題 「北九州市自主夜間中学の共同事業について」

こうえんしゃ きた さがしゅうし やかんちゅうがく かい はやしせいいちろ  
講演者 北九州市に夜間中学をつくる会 林清一路さん

こうえんご しつぎじかん もう  
(講演後の質疑時間を設けております)

そうかい  
4. 総会

ぎちようせんニン  
(1) 議長選任

ぎじ  
(2) 議事

ぎあん ごう ねんどかつどうほうこく  
議案1号 2009年度活動報告

かいけいけっさん  
議案2号 2009年度会計決算

かいけいかんさほうこく  
議案3号 2009年度会計監査報告

かつどうほうしんあん  
議案4号 2010年度活動方針案

よさん  
議案5号 2010年度予算

きやくいちぶかいせい ていしゅつ  
議案6号 規約一部改正の提出

やくいんせんしゅつ  
議案7号 2010年度役員選出

(3) 役員<sup>やくいん</sup>あいさつ

(4) その他<sup>た</sup>

(6) 議長<sup>ぎちようかいにん</sup>解任

5. 閉会<sup>へいかい</sup>のことば

ぎょうせいこうしょう  
1. 行政交渉

だい かい てい き そうかい お ほうこく あいさつ じしゅ やかん  
第3回定期総会を終えての報告と挨拶まわりをおこない、あわせて自主夜間

ちゅうがく ざいせいしえん ようせい  
中学の財政支援などについての要請をしました。

じけいれつ あらわ  
それを時系列にそって表します。

2009年

- ・ 6月22日(月) げつ ほうかいどうぎかいふくぎちよう じみんとう どうみんかいぎ みんしゅとう どうみんれんごう  
北海道議会副議長、自民党・道民会議、民主党・道民連合  
こうめいとう にほんきょうさんとう  
公明党、フロンティア、日本共産党。

なお民主党・道民連合とは、4名の議員と新たに全道3つの地域に自主夜間

ちゅうがく かいこう かいじょうかくほ むずか こんご ぎょうせい かた  
中学が開校したことで、会場確保の難しさや今後の行政支援のあり方について話し合いました。

- ・ 6月26日(金) きん さつぽろしきょういくいいんかいきょういくちよう がっこうきょういくぶちよう  
札幌市教育委員会教育長、学校教育部長

こうりつ かいせつ かだい おお ぎむ  
教育長は公立夜間中学の開設には、「まだまだ課題が多い」としながらも、義務

きょういくみしゅりょうしゃ がっこうにゅうがく のぞ がっこう りょうかい つうじょう しょうちゅう  
教育未修了者が学校入学を望むとき、「学校の了解があるが、通常の小中

う い けんとう の  
学校で受け入れることができないか検討する」と述べられました。

また、自主夜間中学が開校した他自治体から、札幌市立向陵中学校の教室

りょう と あ じょうほう た やくそく  
利用についての問い合わせがあれば、情報を出すことも約束してくれました。

- ・ 7月6日(月) しちょう  
札幌市長

市長は、「公立夜間中学の今後のあるべき方向性は出していきたい」との認識

をしめ、さつぼろし「札幌市のモデル」としての「テスト的にお金のかからない部分でやれることがあるのでは」との見解も述べられました。

- ・ 7月8日(水) 札幌市議会、民主党・市民連合、自民党、公明党、共産党、市民ネットワーク、改革維新の会
- ・ 7月23日(木) 北海道教育委員会生涯学習局長、同課長、学校教育局義務教育課長

自主夜間中学の学校教室利用と「就学援助」などの要望をしました。それに

対し、生涯教育を推進することから学校開放は積極的に進める。しかし、

「教室の専用的利用には難しさがある。また、交通費援助などの支援には、

学校教育制度外のことで、まったく前例がない」と述べられました。

## 2010年

- ・ 3月2日(火) 札幌市教育委員会生涯学習課との窓口交渉

### 交渉内容

(1) 札幌市立向陵中学校教室の継続使用にともない、双方で一年間使用した

「反省と課題」(使用の総括)をおこないたい。

これに対し、「学校教室の使用」については市の事業でおこなったのではな

く、あくまでも札幌遠友塾の事業を支援したので、それを市が総括すること

はなじまない、との回答でした。

自主夜間中学の運営について、今後札幌市と「共同事業」にしていくこと



### 3. 「すべての人に義務教育を！専門委員会」への参加

わたしたちは、「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」にもとづく専門委員会が公立夜間中学校の開校されている地域にのみ設置されるのではなく、自主夜間中学もふくめた地域にも拡大し、委員会に自主夜間中学も参加できるように要望しました。

その結果、第55回全国夜間中学校研究大会で、「すべての人に義務教育を！拡大専門委員会」が設置され開催されました。

その活動報告です。

・2009年7月26日（日） 全国夜間中学校研究会（東日本）研修交流会

「一日も早く江東区に夜間中学校開設を！」

札幌遠友塾から受講生2名が参加し、体験発表をおこないました。この体験発表は参加者の多くの共感をえております。

また、「北海道に夜間中学をつくる会」から4名が参加し、北海道の自主夜間中学の開校の広がりを報告しました。

・12月4日（金） 「すべての人に義務教育を！拡大専門委員会」

北九州市穴生中夜間学級青春学校、北九州市城南中夜間学級、檜原に夜間中学を育てる会、札幌遠友塾、釧路くるかい、北海道に夜間中学をつくる会の6団体が参加し、それぞれの活動の報告をしました。

そして、「拡大専門委員会」が正式に発足し、これから研修交流をおこなっていきます。

#### 4. 全国の夜間中学の活動について

全国夜間中学校研究会は国会議員各会派に訴えてきた「公立夜間中学校  
設立」に向け、国会に働きかけをおこなっております。

それらは、中学校夜間学級や外国人の子どもに対する学校教育の環境の  
整備を念頭においた訴えです。

- 「①すべての都道府県・政令都市に最低一つの公立夜間中学校をつくること  
②義務教育未修了者数を調べる手だてを講ずること ③夜間中学生に国の  
就学援助制度を適用すること」

その訴えの結果、民主党は『教育環境整備法案』、『教員数拡充法案』  
や『教職員免許制度改革法案』など教育改革3法案を参議院に提出し6  
月10日に可決。8月の衆議院解散にともない廃案になりました。

#### [提出法案]

教育環境整備法案の第三条七号

(学校教育の環境の整備の基本方針)

第三条 学校教育の環境の整備は、すべての者が、学校に在学する幼児、

生徒及び学生としてその発達段階及びそれぞれの状況に応じた

適切かつ最善な環境で学校教育を受けることができるよう、次に掲

げる事項を確保することを旨として、行わなければならない。

七号 学習する機会が失われた者がその希望するときに再び学習す

る機会が与えられるようにすること。

こんかい せいけんこうたい けいき  
今回の政権交代を契機に、全国夜間中学校研究会は『教育環境整備法

りっぽうか め と くみ すす  
案』の立法化を目ざして取り組みを進めています。

そのなかでも、「自主夜間中学で困っていること」は授業会場の確保で  
あり、安定して使える学校教室の開放ができるような法整備が必要ではな  
いか、との意見がだされました。そうして、学校教育（公立夜間中学）と  
生涯学習（自主夜間中学）との法的な壁を撤去し、就学援助に相当する  
ことを学齢期の過ぎた人たちの学ぶ自主夜間中学にも適応できるようにし  
たい。

なにより、自主夜間中学の受講生や学習者の人たちの授業がより一層  
充実できるようにしていきたい。

※ ぜんやちゅうけん  
全夜中研が「教育環境整備法案」について民主党と話し合い

ほうこく  
(2009/10/09) 報告では、

- ① 夜間中学校、自主夜間中学校のある地元の国会議員に対する夜間中学  
の情宣活動が必要。
- ② 夜間中学校の生徒や自主夜間中学の学習者の生の声を国会議員に伝  
えたい。

## 5. 「榎原に夜間中学をつくり育てる会」からの要請

ごせ しょくぎょういくいんかい  
御所市教育委員会は、2008年1月に下記内容の内規を策定しました。

■ 学ぶ年数を最長4年間とし、それ以上の学びを続ける人は自分で授業料  
を含む一切の費用を負担する。

■ これまで補助されていた交通費や補食費（夜の学校なのでパンと牛乳を出

している)は、今後一切補助しない。

■以上のような内容に同意しなければ入学を認めない。

この「内規」が実施されて以降、それまで在籍していた御所市から檀原市立  
畝傍中学校夜間学級に通学する6名の生徒さんが学習を続けることができ  
なくなり、除籍(義務教育なので休学や退学はない)となりました。

このことで、「檀原に夜間中学をつくり育てる会」から抗議文や意見をだして  
ほしいとの要請がされました。

わたしたちは御所市教育委員会教育長に「要望書」を提出しております。

また「育てる会」には、そのコピーを送信しました。

## 6. 夜間中学と一体となった私立中学校の設置について

亀貝共同代表から私立中学校の設置について札幌遠友塾と共同で行うこと  
の可能性はあるか提案されました。

それは、奥地圭子さんがNPO法人東京シューレの活動を始め、その後に関区  
制度を活用し、葛飾区に私立東京シューレ葛飾中学校を開校した事例により、  
札幌にもフリースクールを発展させた私立中学校の開校を検討できないかとの  
説明です。それはフリースクールと夜間中学とが一体となった私立中学校の開  
校という構想です。

亀貝共同代表は、具体的には現在の札幌自由が丘学園のフリースクール事業を  
学校教育法「第一条」と「第二条2項」にもとづく私立中学校に移し、運営や

内容において、これまで通り独自色をだすようにしたいと述べました。

これらのことを提案する大きな理由の一つは、「すべての人に義務教育を保障する」ことが挙げられるほか、札幌市内の空き教室の利用と私学助成を受けることで、運営経費すなわち親の経済負担を削減できること、などの説明です。

**【学校教育法の参照】**

**第一条** この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

**第二条**

**2** この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

今回の提案からは、「つくる会」が行政に要望する「センター校の役割をも

つ公立夜間中学校の設置」とは、主旨が異なっているのではないかとの意見も

でて、今後双方の役割について理解を深めていくことにしました。

せいがんしょめい ほうこく  
請願署名の報告

わたしたちは、<sup>れんごうほっかいどう</sup>連合北海道、<sup>みんしゅきょういく</sup>民主教育をすすめる<sup>どうみん</sup>道民連合、<sup>きょうしよくいん</sup>北海道教職員  
<sup>くみあい</sup>組合、<sup>だんたい</sup>の四団体で、「<sup>ぎむきょういく</sup>義務教育を受ける<sup>う</sup>機会が<sup>まかひ</sup>実質的に<sup>じつしつてき</sup>得られていない<sup>え</sup>人<sup>ひと</sup>たち  
への<sup>しゅうがく</sup>就学・<sup>しゅうがくほしょう</sup>修学保障についての<sup>せいがん</sup>請願」のための<sup>かつどう</sup>署名活動をおこないました。

2010年1月22日、この<sup>ひつ</sup>署名数61,170筆を<sup>どうぎかいぎちょういししいこういちさま</sup>北海道道議会議長石井孝一様に提出しました。

<sup>いけだりゅういち</sup>池田隆一、<sup>いちはししゅうじ</sup>市橋修治、<sup>えびなせいえつ</sup>蝦名請悦、<sup>かわいきよひで</sup>河合清秀の<sup>しょうかい</sup>各議員から紹介をえました。

せいがんじこう  
【請願事項】

- ① <sup>いな</sup>北海道における<sup>やかんがつきゅう</sup>センター校の役割を担う<sup>公立</sup>公立夜間中学(公立中学校夜間学級)を  
札幌に<sup>かいせつ</sup>開設すること
- ② <sup>うんえい</sup>道内の<sup>みんかんだんたい</sup>自主夜間中学を運営する民間団体に対して、<sup>しゆ</sup>学校の教室利用を主とした  
<sup>しせつ</sup>施設の<sup>ざいせいてきしえん</sup>提供と財政的支援を行うこと

<sup>じむ</sup>事務<sup>けいぞくしやう</sup>ブースの継続使用

札幌エルプラザ2F、札幌市市民活動サポートセンター事務ブース (No.16)

<sup>けつてい</sup>使用決定のお知らせ

<sup>にねんめきかん</sup>二年目期間： 2010年4月1日～2011年3月31日

御所市教育委員会

教育長 上田貞夫 様

「夜間中学生の学びの権利を奪わないでください」との要望

札幌市北区北8条西3丁目

札幌エルプラザ2F

札幌市市民活動サポートセンター

事務ブース No.16

北海道に夜間中学をつくる会

共同代表 亀貝 一義

工藤 慶一

私たち「北海道に夜間中学をつくる会」は、2007年5月に設立し、義務教育を受ける機会が実質的に得られなかった人たちの学ぶ権利を保障することを目指して活動をおこなっております。

いま北海道には、札幌遠友塾自主夜間中学、自主夜間中学旭川遠友塾、自主夜間中学函館遠友塾、釧路くるかいが開設され、およそ200名の受講生、学習者さんたちが学んでおります。

2009年4月には、札幌遠友塾は札幌市立向陵中学校の教室を利用して学ぶことができるようになりました。また、「くるかい」は釧路市より20万円の年間補助を受け、かつ生活保護者の学習会費と通学費の支援を受けております。

さらに、学びの権利の保障から北海道ならびに札幌市に、公立夜間中学校の開設と自主夜間中学に対する支援を求めています。

そのようななか、御所市教育委員会が執った「内規」により、樺原市立畝傍中学校夜間学級に通学する生徒さんたちが除籍を余儀なくされたことは、私たちにも大変残念なことであります。

私たちは、「全ての人に義務教育を！」から、いまこそ夜間中学校が果たす役割には大きいものがある、と考えております。そのことから、御所市教育委員会におかれましても、樺原市立畝傍中学校夜間学級の授業見学をされ、そこに通学されている生徒さんたちがおかれている実情を正しく理解されることを望みます。

私たちは「夜間中学生の学びの権利を奪わないでください」という要望をし、御所市教育委員会の「内規」が見直されることを切に望むものであります。

議案2号

北海道に夜間中学をつくる会

2009年度 収入 支 決 算 書

収入の部

科 目	予算額	決算額	摘 要
2008 年度 繰 越	552,894	552,894	
会 費	300,000	298,500	個人会費（収入会員数77名）
寄 付 金	0	4,050	
そ の 他 雑 収 入	0	0	
合 計	852,894	855,444	

支出の部

科 目	予算額	決算額	摘 要
会 場 費	10,000	20,780	総会会場ほか
事 務 用 品 費	5,000	3,679	
印 刷 費	6,000	15,110	複写代・封筒印刷
通 信 費	45,000	44,525	会報発送ほか
交 通 費 Ⅰ	60,000	56,900	函館・釧路（開設支援）
交 通 費 Ⅱ	200,000	94,585	道内夜間中学の交流会等への出席補助
交 通 費 Ⅲ	300,000	233,300	全国夜間中学校研究会（東日本）研修交流会、全国夜間中学校研究大会（神戸）
資 料 購 入 費	5,000	15,000	全国夜間中学校研究大会記録誌
賃 借 料	68,400	60,000	エルプラザ・ブース使用料
雑 費	15,000	18,119	振込手数料負担分、香典
予 備 費	138,494	0	
合 計	852,894	561,998	

2010年度へ繰越 ￥293, 446

議案3号

監査の結果、領収書、帳票などの運用について上記の通り相違ないことを認めます。

2010年4月28日

監査

富田

忠義



ねん どうかつ どうほう しんあん  
2010年度活動方針案

ねん がつ ぎ むきょういく じっしつてき え ひと まな けんり  
2007年 5月 19 日に、義務教育が実質的に得られなかった人たちの学ぶ権利

ほしょう め ざ こうもく ようぼう じつげん もと ほつそく  
を保障することを旨として、つぎの 5 項目の要望の実現を求めて発足しました。

ほつかいどう こう やくわり にな こうりつやかんちゅうがく ちゅうがっこう  
・北海道におけるセンター校の役割を担う、公立夜間中学（公立中学校夜

がつきゅう さつぼろし かいせつ  
間学級）の札幌市での開設

どうない じしゅやかんちゅうがく うんえい じんかんだんたい たい がっこう きょうしつ しゅ  
・道内の自主夜間中学を運営する民間団体に対する、学校の教室を主とす

しせつ ていきょう ざいせいてきしえん  
る施設の提供と財政的支援。

きょういく う きかい ほしょう こじんきょうし はけん しさく  
・教育を受ける機会を保障するため、個人教師の派遣などの施策。

きそん がっこう う い たいしょうしゃ かくだい  
・シニアスクールなど、既存の学校の受け入れ対象者の拡大。

じゅうしょへんこうとどけ びょういん もんしんひょう こうてきしよるい かんじ くる  
・住所変更届や病院の間診票など、公的書類の漢字にひらがなをふり、苦

やわ  
しみを和らげること。

たひつよう しさく  
・その他必要な施策。

ご ぜんどう とし かいせつ かつどう  
その後、全道 4 都市での自主夜間中学の開設がなされ、それぞれの活動の

こうりゅう はじ えんゆうじゅく しりつこうりょうちゅうがっこう こうしゃ  
交流も始められています。そして、札幌では遠友塾の市立向陵中学校の校舎

しょう いちねんかん じつげん はんせい かだい  
を使用しての一年間の活動も実現できました。それらの「反省と課題」をもと

こんねんどう  
にして今年度の活動をすすめていきます。

1. 全道に「自主夜間中学」という、「みずから学びたい人々が集い、それを支援

とも とも ば ひろ  
する人々と共に“学び”を実現する場」をさらに広げてゆきます。

かくち かいじょうかくほ ぎょうせいこうしょう  
そのために、各地の自主夜間中学の会場確保のため、行政交渉などさま

さまざまな支援をおこないます。

また、札幌遠友塾のこれまでの活動（講演会や報道されたDVDの上映、「卒業文集」「集いの記録」など）や道内自主夜間中学の活動、映画『こんばんは』の上映活動などにより、新たな地域に“学びの場”をつくりだす活動をおこないます。

2. 昨年度の第1回北海道自主夜間中学交流集会（支援者の授業見学と研修

交流）につづいて、第2回を、7月31日札幌（かでの2・7）において「全

道自主夜間中学生・生活体験発表会」としておこないます。今回は、受講生・

学習者さんが、みずからの“学び”を交流しあいます。

3. 全国夜間中学校研究会の「すべての人に義務教育を！拡大専門委員会」

に参加し、道内における公立夜間中学の開設の運動につらなります。この

委員会主催の7月24日におこなわれる「千葉県での公立夜間中学開設に

むけての研修交流集会」や12月の全国夜間中学校研究大会に参加します。

4. 行政・議会に対して、「5項目の要望」の実現を求めて、道内の自主夜間

中学と共に、交渉・働きかけを継続しておこないます。

1) 北海道議会：昨年提出した請願の文教委員会での審議を求めて働きかけます。

2) 北海道教育委員会：全道各地の自主夜間中学への学校校舎使用などを含

む、財政的支援を求めて働きかけます。

3) 札幌市議会：教育長「学齢期を過ぎた義務教育未修了者について、学校

の了解があるが、通常の小中学校で受け入れることができないかを

けんとう しちょう こうりつやかんちゅうがく こんご ほうこうせい  
検討する」、市長「公立夜間中学の今後のあるべき方向性はだしてゆき  
たい」との発言を受けて、私たちの陳情を引き続きどう審議していくの  
か、話し合いを求めています。

4) 札幌市教育委員会： 窓口を今までの生涯学習部だけでなく、学校

きょういくぶ ひろ こうりょうちゅうがっこう こうしゃけいぞくしやう はんせい  
教育部にも広げて、向陵中学校の校舎継続使用にあたって「反省と

かだい し きやうどうじぎやう ていあん  
課題」をもとに市との共同事業を提案し、話し合いを求めています。

たと こうほうし えんゆうじゅく かつどう じゅこうせいぼしゅう の  
例えば、市の広報誌の「遠友塾の活動や受講生募集」などを載せてもら  
うなど。

また、上記の教育長、市長の発言の具体化についても求めています。  
す。

5) 昨年度は、札幌市立向陵中学校や江別市立大麻中学校において、「遠友

じゅこうせい まな ちゅうがくせい じゅぎやう と い  
塾の活動」、「受講生の学び」を中学生の授業に取り入れてもらうこと

ができました。そして、授業を終えた生徒たちの感想文からは「受講生

すがた おお きやうかん きもち あらわ  
の学び」の姿に多くの共感の気持ちが表れていました。

わたし しょうちゅうこう かくがっこうげんば し  
私たちは、全道の小中高の各学校現場に、「受講生の学び」を知っ

てもらい、学校教育に役立ててもらおうよう働きかけます。

5. 不登校の子どもたちの学ぶ権利を守り、子どもたちの豊かな成長を願ひ

かつどう れんけい そうご きちやう けいけん こうりゅう ふか  
活動しているスリースクールと連携し、相互の貴重な経験を交流し深めてい

ば ほうほう み  
く場と方法を見つけていきます。

北海道に夜間中学をつくる会

2010年度 <sup>ねんど</sup> 予 <sup>よ</sup> 算 <sup>さん</sup> (案) <sup>あん</sup>

<sup>しゅうにゆう</sup> <sup>ぶ</sup>  
収入の部

科 目	前年度決算額	予算額	摘 要
2009年度繰越	552,894	293,446	
会 費	298,500	300,000	個人会費
寄 付 金	4,050	0	
その他雑収入	0	0	
合 計	855,444	593,446	

<sup>ししゅつ</sup> <sup>ぶ</sup>  
支出の部

科 目	前年度決算額	予算額	摘 要
会 場 費	20,780	20,000	総会会場費ほか
事 務 用 品 費	3,679	5,000	
印 刷 費	15,110	15,000	封筒印刷、複写
通 信 費	44,525	45,000	会報発送
交 通 費	384,785	400,000	全国夜間中学校研究会(千葉)ほか出席
資 料 購 入 費	15,000	15,000	全国夜間中学校大会記録誌
賃 借 料	60,000	60,000	エルプラザ・ブース使用料
雑 費	18,119	33,446	振込手数料負担分ほか
合 計	561,998	593,446	

# 北海道に夜間中学をつくる会規約

## 第1章 総 則

### (名 称・事務所)

第1条 本会は、北海道に夜間中学をつくる会(以下「本会」という)といい、事務所は当面の間、札幌市豊平区西岡5条 13 丁目7-5 工藤慶一方におく。

### (目 的)

第2条 本会は、義務教育を受ける機会が実質的に得られなかった人たちの学ぶ権利を保障することを目指す。

### (目 標)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために行政に対し、以下の要請を行う。

- (1) 北海道におけるセンター校の役割を担う、公立夜間中学(公立中学校夜間学級)の札幌市での開設。
- (2) 道内の自主夜間中学を運営する民間団体に対する、学校の教室を主とする施設の提供と財政的支援。
- (3) 教育を受ける機会を保障するため、個人教師の派遣などの施策。
- (4) シニアスクールなど、既存の学校の受け入れ対象者の拡大。
- (5) 住所変更届や病院の問診票など、公的書類の漢字にひらがなをふり、苦しみを和らげること。
- (6) その他必要な施策。

### (事 業)

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 行政に対する、第3条に関する要請と交渉。
- (2) 夜間中学についての情報宣伝(映画「こんばんは」などの上映、署名運動、講演会など)。
- (3) 道内各地域の自主夜間中学開設を支援。
- (4) 道内各地に開設した自主夜間中学と交流・研修をおこなう。(改訂)
- (5) 公的書類の漢字に、ふりがなをつける運動の推進。
- (6) その他必要な事業。

## 第2章 組 織

### (会 員)

第5条 本会は、個人会員をもって構成するものとする。

- 2 本会に加入しようとする者は、第7条に規定する共同代表又は事務局長に届け出るものとする。

### (協力団体)

第6条 本会は、本会の趣旨に賛同し、支援する団体を協力団体とすることができる。

## 第3章 役 員

### (役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 共同代表 (数名)
- (2) 副代表 (数名)(改訂)
- (3) 事務局長 (1名)

- (4) 事務局次長 (2名)
- (5) 事務局員 (数名)
- (6) 会計 (2名)
- (7) 会計監査 (2名)

#### (役員を選出方法)

第8条 役員を選出は、次により行う。

- (1) 共同代表、副代表、事務局長、事務局員、会計、会計監査は、総会において出席者の投票その他の方法により、会員の中から選出する。(改訂)
- 2. 事務局次長は、事務局員の互選により2名を選出する。

#### (役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 前項の規定にかかわらず、役員は任期満了後においても後任者が決定するまでの期間は、その任務を行うものとする。
- 3. 役員に欠員が生じ、これを補充した場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員任務)

第10条 役員任務は、次の通りとする。

- (1) 共同代表は本会を代表する。
- (2) 副代表は共同代表を補佐する。(改訂)
- (3) 事務局長は、事務局会議を運営する。

- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐する。事務局長に事故あるときはその任務を代行する。
- (5) 事務局員は、実務を行う。
- (6) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (7) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

## 第4章 会 議

### (会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会、事務局会議とする。

2. 総会は本会の最高決定機関であり、定期総会及び臨時総会とし会員をもって構成する。
3. 事務局会議は、共同代表、副代表、事務局長、事務局次長、事務局員、会計をもって構成する。(改訂)

### (会議の招集方法)

第12条 定期総会は毎年5月中に開催し、共同代表が招集する。

2. 臨時総会は、会員の3分の1以上の請求があったとき又は事務局会議において臨時総会開催の議決があったときに、共同代表が招集する。
3. 事務局会議は、事務局長が招集し、随時行う。
4. 共同代表が必要と認めたときは、実行委員会をおくことができる。

### (議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び会計決算に関すること。

- (2) 事業計画及び予算に関すること。
  - (3) 役員を選出に関すること。
  - (4) その他、本会の重要事項に関すること。
2. 前項の規定にかかわらず、重要事項の中で特に急を要するものは事務局会議で議決し、これを執行することができる。ただし、次の総会に報告し、その承認を受けるものとする。

**(総会の成立並びに議長及び議決)**

第14条 本会の総会は、会員の過半数によって成立する。ただし、やむをえない事情で出席できない者がある場合は、委任状を提出することができる。

- 2. 総会の議長は、会員の中から選出する。
- 3. 総会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合には議長がこれを決める。

## 第5章 会計及び財産

**(会計年度)**

第15条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌4月30日に終わる。

**(収入)**

第16条 本会の運営に係わる経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 個人会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

## (会 費)

第 17 条 本会の会費は、年会費一口 1,000 円以上とする。ただし、事業を行うため、総会において決定したときには臨時会費を徴収することができる。(改訂)

## (支 出)

第 18 条 支出は総会において議決された予算に基づき、第4条に定める本会の事業のために行う。

## (資産の管理)

第 19 条 本会の所有する資産に関する収入及び支出について、必要があるときは別に会計を設けることができる。

2. 前項の規定により、別の会計を設けるとき又は資産を取得し、もしくは処分するときは、総会の議決を経なければならない。

# 第6章 会計監査

## (監査及び報告)

第 20 条 会計監査は、毎年会計年度終了後に会計監査を実施し、その結果を総会で報告する。

# 第7章 雑 則

## (規約の変更)

第 21 条 本会の規約の変更は、総会の議決を経なければならない。

## (細則などの制定)

第 22 条 共同代表は、事務局会議の承認を経て、本会の運営上必要な細則などを定めることができる。ただし、細則などを制定したときは、共同代表は次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

この規約は、2007 年5月 19 日より施行する。

この規約は、2010 年6月1日より施行する。（改訂）